

[収集運搬・処分]
産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書

年 月 日

排出事業者（甲）

住 所 神奈川県横浜市西区高島1-1-2 横浜三井ビルディング5F

氏 名 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
契約職 理事長代理 高橋 正史

収集運搬及び
処分業者（乙）

住 所

氏 名

上記排出事業者（以下「甲」という。）と収集運搬及び処分業者（以下「乙」という。）は、甲の事業場（別紙1）から排出される産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集・運搬及び処分業務（以下「本業務」という。）の委託に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。なお、本契約を電磁的記録により締結する場合には、本契約の成立を証するため本契約の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名又はこれに代わる電磁的処理を施すものとする。この場合、電子データである電子契約ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

第1条 （法の遵守）

甲及び乙は、本業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を厳守するものとする。

第2条 （委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約に添付する。なお、許可事項に変更があったときには、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

【産業廃棄物】

〔積み込み場所〕

〔荷降ろし場所〕

都道府県・政令市	：	_____	都道府県・政令市	：	_____
許可の有効期限	：	_____	許可の有効期限	：	_____
事業の範囲	：	_____	事業の範囲	：	_____
許可の条件	：	_____	許可の条件	：	_____
許可番号	：	_____	許可番号	：	_____

◎処分に関する事業範囲

【産業廃棄物】

〔施設の名称：〕

都道府県・政令市	：	_____
許可の有効期限	：	_____
事業の範囲	：	_____
許可の条件	：	_____

許 可 番 号 : _____

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に委託する廃棄物の種類、数量及び委託単価(税別)は、別紙1のとおりとする。なお、数量は、あくまでも参考値としてその目安を予め相互に確認するためのものであることから、実績の数量が予定数量と異なることがあることにつき、甲乙は予め承知するものとする。

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する廃棄物が輸入されたものである場合は、その旨を記載する。

輸 入 廃 棄 物 : 無

4. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の廃棄物を、別紙1のとおり処分する。

5. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された廃棄物の最終処分(予定)を別紙2のとおりとする。なお、最終処分の場所等に変更があったときには、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、必要な情報を本契約に添付する。

6. (収集・運搬過程における積替保管)

乙は甲から委託された廃棄物の積替えは行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。なお、以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第3版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。但し、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、別紙1に記載した内容のとおりとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 通常の保管状態の下での腐敗、揮発等性状の変化に関すること

エ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

オ 可燃性、爆発誘因性に関する事項

カ 毒性、放射性、感染性に関する事項

キ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物の有無

ク 日本産業規格C0950号に係る含有マークの表示に関する事項

ケ 水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物の有無

コ 第一種指定化学物質の有無、並びに当該物質の名称及び量又は割合

サ その他取り扱う際に注意すべきこと

2. 甲は、本契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する廃棄物の性状等の変更があった場合には、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)の「容器貼付用ラベル」参照)。

4. 甲は、委託する廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合には、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

5. 甲は、次の廃棄物について、本契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類 _____ 第2条2項の通り

提示する時期又は回数 _____ 甲乙協議の上

第4条 (甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法律に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。但し、甲の指図又は甲の委託の仕方が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。但し、甲の指図又は甲の委託の仕方が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

第5条 （再委託の禁止）

乙は、本業務を他の業者に委託してはならない。但し、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 （義務の譲渡等）

乙は、本契約から生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは担保の用に供し又は承継することはできない。

第7条 （委託業務終了報告）

乙は本業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。但し、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェスト B2、B4、B6 票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェスト D 票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条 （業務の一時停止）

1. 乙は、本業務の適正処理が困難となる事由が生じたときには、本業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。なお、甲はその間は、新たな業務の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条 （報酬・消費税・支払い）

1. 本業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。なお、その消費税は、甲が負担する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して本業務の報酬を支払うものとし、支払期日については、毎月末日締め翌月末日払いとする。なお、振込手数料は、甲の負担とする。また、振込日が銀行休業日となる場合は、翌営業日とする。
4. 前項の定めにかかわらず、支払方法について別段の定めがある場合には、その定めによるものとする。

第10条 （内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合には、本業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときには、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条 （機密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の業務上、技術上又は販売上の機密事項を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に漏洩してはならないものとする。但し、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本契約における機密保持義務の対象外とする。
 - ①知り得た時点で既に公知のもの、又は当事者の責によらずして公知となったもの
 - ②第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

- ③知り得た時点で既に当事者が保有しているもの
 - ④知り得た機密事項によらずして、当事者が独自に開発していたもの
2. 甲及び乙は、各々が保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定めるものをいう）で、その旨明示のうえ開示された情報については、本条における機密事項と同じ取扱を行うものとする。但し、前項第1号乃至第3号は、個人情報には適用されないものとする。

第12条 （損害賠償）

甲及び乙は、自己の責に帰すべき事由により、相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

第13条 （反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相互に、現在及び将来において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者、（以下「反社会的勢力」という。）の何れにも該当しないこと、並びに反社会的勢力を利用しないことを表明し保証する。
2. 甲及び乙は、相互に、現在及び将来において、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明し、保証する。
 - ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ②反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係
 - ③反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - ④その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 甲及び乙は、相手方が前二項の表明保証に反したことが判明した場合には、甲乙間における一切の契約、覚書等を直ちに解除することができるものとし、解除した当事者は相手方に対して、何等の経済的利益の提供及び損失補償をする義務を負わない。

第14条 （解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号の何れか一つに該当した場合には、何らの催告又はその他の手続きを取ることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。この場合、解除された当事者は、相手方に対する期限の利益を喪失し、本契約に基づいて負担する債務を全額現金で、即時に履行しなければならない。また、該当した当事者は、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

- ①本契約条項の一つに違反したとき。
- ②差押、仮差押、仮処分、競売、破産、特別清算、民事再生、会社更生その他の倒産法手続の申立を受け、又は自ら破産、特別清算、民事再生、会社更生その他の倒産法手続の申立をしたとき。
- ③特定認証ADR手続に基づく事業再生手続の利用申請その他これに類する私的整理手続の申請をし、若しくはこれらに基づく一時停止の通知をしたとき。
- ④公租公課の滞納処分を受けたとき。
- ⑤手形、小切手が不渡りとなったとき又は支払停止（電子記録債権につき、不渡処分若しくは取引停止処分と同等の処分を受けたときを含む）の状態に至ったとき。
- ⑥資産の極度の悪化若しくは信用力の極度の低下又はその恐れがあると認められたとき。
- ⑦監督官庁から営業停止若しくは営業免許又は営業登録の取消しの処分を受けたとき。
- ⑧事業の廃止若しくは変更又は合併によらないで解散の決議をしたとき。
- ⑨事業の重要な一部を譲渡し又はその決議をしたとき。
- ⑩相手方に対する背信行為があったとき。
- ⑪前各号の他、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- ⑫その他、前各号に準ずる事由が生じたとき。

第15条 （契約解除の場合の措置）

前2条の定めにより、甲又は乙から本契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときには、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 甲が解除した場合

- ア 乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく乙の本業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての本業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た

上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の廃棄物にかかわる本業務を行わしめるものとし、その負担した費用等の償還を、乙に対して請求することができる。

(2) 乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の物を、甲の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、又は乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第16条 (契約の有効期間)

本契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

第17条 (中途解約)

甲及び乙は、本契約期間中といえども1ヶ月前までに、相手方に書面で通知することにより、本契約の全部又は一部を解約することができるものとする。

第18条 (電磁的記録による締結)

甲及び乙が、電磁的記録により本契約を締結する場合には、甲は、乙が指定する電子契約サービス「クラウドサイン」(以下「電子契約サービス」という。)をもって締結することを承諾する。なお、電子契約サービスは、甲乙が自らの責任により使用し、電子契約サービスの使用に関して損害が生じた場合は、自らの責任と負担において解決するものとする。

第19条 (電子署名権限者の保証)

甲及び乙が、電磁的記録により本契約を締結する場合には、甲及び乙は、電子署名をもって署名する各個人が、本契約を締結のための必要かつ十分な権限を有していることを表明し、保証する。また、甲及び乙は、相手方に対し、本契約を締結することについて何人からの何ら異議申し立てがされないこと、並びにかかる事態が生じた場合、第三者からの一切の要求に対し、自己の責任と負担においてこれに対応し、相手方に何ら迷惑及び損害を与えないことを表明し、保証する。

第20条 (協議解決)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲乙誠意をもって協議しこれを解決するものとする。

第21条 (合意管轄)

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とする。

以上

別紙 1

甲の事業場、第 2 条第 2 項関係(委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

排出事業場(名称・住所)	廃棄物の種類	処分費		運搬費	
		予定数量	処分単価 (税抜)	予定台数	運搬費/台 (税抜)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 神奈川県横浜市西区高島 1-1-2 横浜三井ビルディング 5F	混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)	kg・m ³ ・式	円/kg・m ³ ・式	台	円/台

第 2 条第 4 項関係(処分の場所、方法及び処理能力)

施設名称	所在地	許可番号	産業廃棄物の種類	処理方法・能力
				破砕 t/日 圧縮 t/日 溶融 t/日 切断 t/日

第 3 条第 1 項関係(適正処理に必要な情報の提供)

○産業廃棄物の発生工程：	<u>事業場発生不要物</u>	
○産業廃棄物の性状及び荷姿：	<u>固形・バラ</u>	
○通常の保管状態の下での腐敗、揮発等性状の変化に関すること：	<u>特になし</u>	
○他の廃棄物との混合等により生ずる支障：	<u>特になし</u>	
○可燃性、爆発誘因性に関する事項：	<u>なし</u>	
○毒性、放射性、感染性に関する事項：	<u>なし</u>	
○石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物の有無：	<u>なし</u>	
○日本産業規格 C0950 号に係る含有マークの表示に関する事項：	<u>なし</u>	
○水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物の有無：	<u>なし</u>	
○第一種指定化学物質の有無、並びに当該物質の名称及び量又は割合：	<u>なし</u>	
○その他取り扱う際に注意すべきこと：	<u>特になし</u>	
廃棄物情報に変更があった場合の情報文書(廃棄物データシート及び分析証明書)の伝達方法		
甲の担当者所属氏名及び連絡先		
乙の担当者所属指名		
文書の伝達方法及び伝達先	T E L	
	F A X	
	E-mail	
	郵 送	〒
営業時間：休業日	： 乙の規定日	

別紙2

第2条第5項関係(最終処分の場所、方法及び処理能力)

番号	許可番号	企業名	施設所在地	処分方法	処理能力
				焼却	t/日